建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 14 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成28年１月28日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社マグナムメイドサービス　小林毅圭也　京都府京都市下京区高辻通堀川西入ル富永町685　ＭＭＳ－１　国土交通大臣許可（般特－26）第23304号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年１月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 14 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成28年２月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　晶和電気工業株式会社　藤井　　正　京都府京都市南区上鳥羽北島田町28　国土交通大臣許可（般特－24）第17643号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 14 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成28年２月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社榎並工務店　榎並　靖博　大阪府大阪市浪速区東１－２－26　国土交通大臣許可（特－27）第4362号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 14 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成28年２月９日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社末廣興業　阪　　幸樹　大阪府大阪市中央区淡路町１－４－10　国土交通大臣許可（特－24）第24779号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 14 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成28年２月15日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ユニタス　山田平太郎　大阪府大阪市中央区淡路町２－１－１　国土交通大臣許可（般特－23）第15132号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 14 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成28年２月16日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　稲畑産業株式会社　稲畑勝太郎　大阪府大阪市中央区南船場１－15－14　国土交通大臣許可（般特－23）第14070号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 14 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成28年２月19日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　リフレックス株式会社　別所　　亨　大阪府大阪市都島区片町２－11－19　国土交通大臣許可（般特－27）第27号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年２月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第８５号

宮城県名取市美田園８丁目17番地の13　メゾン・クレッテ102号、従前の住所秋田県横手市平鹿町中吉田字蟹沢116番地
債務者　西田　　勉
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１号

宮城県登米市迫町佐沼字鉄砲丁33番地６
債務者　島谷真衣子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　真儀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
仙台地方裁判所登米支部